

第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	資料1-1
平成21年9月29日	

保育の必要性の判断～公的保育契約(2)

1 優先的に利用確保されるべき子どもについて

(1) 優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障の仕組み

【基本的な考え方】

- 第1次報告では、母子家庭・虐待事例等の優先的に利用確保すべき子どもについて、市町村において保育の必要性・量の認定を行う際に判断することとなっている(「優先受入義務」)。
- 現行制度では法律及び通知により、
 - ・ 児童虐待防止の観点から保育の実施が必要である児童
 - ・ 母子家庭及び父子家庭の児童については、保育の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこととされている。
- こうしたことを受け、現状の認可保育所に関しては、需要が供給を上回っている市町村を中心に、入所選考の基準において、これらの子どもについて、フルタイム就労家庭の子ども等と同様に高い順位付けがされている。

【優先的に利用確保すべき子どもに対する保育保障の具体的な仕組みの検討】

- 優先的に利用確保すべき子どもに対して、保育を保障するための具体的な仕組みとして、次のような複数の類型が考えられる。
 - ① 市町村が優先的に利用確保すべき子どもを認定するとともに、受け入れ可能な保育所等を斡旋。斡旋を受けた保育所等は、優先受入義務を踏まえて、定員の弾力化の活用等により当該子どもを受け入れる仕組み
 - ② 各保育所等それぞれの状況を踏まえつつ、各保育所等に優先的に利用確保すべき子どものための一定の枠を設け、随時、優先的に利用確保すべき子どもが新たに利用できるよう、当該枠はそれ以外の子どもが活用できないようにする仕組み(必要に応じ、市町村は保育所等を斡旋→保育所等は優先受入義務を踏まえ受入れ)
 - ③ 保育所等があらかじめ定める受入れ決定(選考)の客観的な基準において「何らかの順位付け」を行う際、優先的に利用確保すべき子どもについては高順位として取り扱う仕組み
- ※ 市町村は、保育所等があらかじめ定める受入れ決定(選考)の客観的な基準において、優先的に利用確保すべき子どもについて「何らかの順位付け」を行うべき旨を規定したガイドラインを示す。

(2) 優先的に利用確保されるべき子どもの対象範囲と優先の仕組みの類型について

- 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育保障の仕組みについては、次のような視点を踏まえて考える必要。
 - ・ 新たな保育の仕組みでは、必要なすべての子どもに公的保育を保障するという観点から、市町村に質の確保された公的保育の提供体制確保責務を課し、希望する保育サービスの利用開始までの間は、多様なサービスメニューの中から利用者が補完利用できるように市町村はする必要がある。(第2回保育第一専門委員会資料1-1 12頁参照)
 - ・ 優先的に利用確保すべき子どもの対象範囲が広がると、対象範囲外の子どもに関し、できる限り希望する保育所等の選択することが制限されることに留意することが必要
 - ・ 現行制度においても、ひとり親家庭の子ども等は、フルタイム就労家庭の子どもと同様な順位付けとされている例が見られること。
- したがって、対象となる子どもの類型に応じた、優先の仕組みの類型(前頁「①」～「③」)の組み合わせを考えることが適当。

【対象となる子どもの類型】

イ) 虐待事例の子ども

- ・ 虐待事例の子どもについては、児童虐待防止の観点から、速やかに、かつ、確実に保育所等を利用できるようにすべきであり、「①」の類型を基本に考えることが適当ではないか。

ロ) 母子家庭及び父子家庭の子ども

- ・ 「①」及び「②」の類型の優先の効果が非常に強いことを踏まえれば、「③」の類型を基本に考えることが適当ではないか。

ハ) 市町村が個別に判断する類型

- ・ 虐待事例又は母子家庭及び父子家庭に準じて、家庭や地域の実情に応じ、優先的に利用確保する仕組みを活用することが適当な事例も想定され得ることから、市町村が個別に判断できる類型もあった方がよいのではないか。
- ・ この場合、市町村が個別に判断することにより、「①」～「③」の類型を活用することが考えられる。

(3) 優先的に利用確保されない子どもの保育利用に対する「何らかの順位付け」について

- 需要が供給を上回っている場合において、市町村が認定する優先的に利用確保すべき子ども以外の子どもについて考えると、利用者が様々な事情を有することを踏まえれば、保育所等の受入れ決定(選考)の段階で、「何らかの順位付け」を行うことが適当かどうか。仮に「何らかの順位付け」を行う場合は、詳細な順位設定は行わず、大括りの制度にすることが適当ではないか(例えば、フルタイム勤務者の子どもと短時間勤務者の子ども)。
- 仮に「何らかの順位付け」を行うとした場合、次のような対応が考えられる。
 - ・ 市町村は地域の実情を勘案し、保育所等の受入れ決定(選考)の客観的な基準における「何らかの順位付け」に関するガイドラインを示す。
 - ① 保育所等が受入れ決定(選考)を行う場合、保育所等においては、あらかじめ当該ガイドラインに則った客観的な基準を定め、実際の受入れ結果等を公表する仕組みを設ける。
 - ② 市町村又は市町村が関与した連絡協議会が利用者に対し保育所等を斡旋する場合、市町村(又は連絡協議会)はガイドラインに則った判断を行い、実際の斡旋の結果等を公表する仕組みを設ける。
- 一方、供給が需要を上回っている場合は、受入れ体制が限られている場合(休日・早朝・夜間就労等)や、兄弟姉妹が同時に利用を希望している場合等を除き、原則として、保育所等の受入れ決定(選考)においては、「何らかの順位付け」を設けないということで良いか。

2 利用保障の範囲について

(1) 利用保障の範囲を検討するに当たっての基本的な考え方

○ 第1次報告では、次のように整理している。

- ・ 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断する。
- ・ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、
 - i) 就労時間と通勤に要する時間
 - ii) 子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点
を考慮し、さらに検討する。
- ・ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。
- ・ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

(2) 3歳未満の子どもの場合

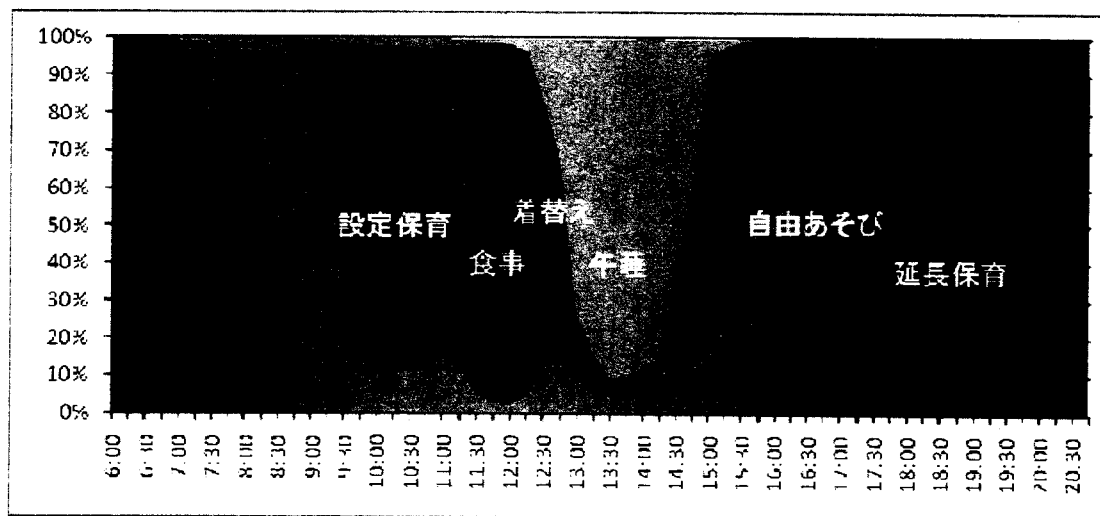
- 1日当たりの標準的な利用保障の範囲としては、「長時間」(例えば11時間程度)と「短時間」(例えば6時間程度)とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。
利用者は認定を受けた標準的な利用保障の範囲内で、多様なサービスメニューの中から現実に必要な量のサービスを利用することとなる。
- 当該区分の認定は、保護者の働き方等を踏まえながら行うことが適当であるが、その際、できる限り利用者の希望が尊重されることが適当。
- 「長時間」か「短時間」かによって、公的な保障額も異なるとともに、利用者負担の額も異なることとなる。
- 標準的な利用保障の範囲(第1次報告での「保障上限量」)を超えて保育サービスを利用する場合の支援について、公的な保障の仕方(利用者が負担すべき範囲・程度)は、標準的な保障の範囲の場合とは区別して考えることが適当。
- 1週間当たりの標準的な利用保障の範囲としては、例えば、「週3日(又は週4日)以上」と「週2日(又は週3日)以内」とに区分することが考えられ、市町村がその旨の認定を行うこととなる。

(3) 3歳以上の子どもの場合

- 3歳以上の子どもについては、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有すること、幼稚園と共通した幼児教育としての性格を有すること、子どものお大半は認可保育所か幼稚園に毎日通っている現状を勘案すると、例えば、「週3日(又は週4日)以上」と「週2日(又は週3日)以内」のような、1週間当たりの標準的な利用保障の範囲の区分は設けないことが適当ではないか。
- 1日当たりの標準的な利用保障の範囲については、保護者が勤務する時間帯によって、子どもの生活の連続性等に配慮された適切な保育が確保されなくならないよう、配慮が必要ではないか。

参考 3歳以上児の保育スケジュール(n=1423)

「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(平成21年3月社会福祉法人全国社会福祉協議会)より参照



3 その他

【弟妹の育児休業取得に際しての兄姉の取扱い】

- 兄姉が3歳以上の場合、子どもの生活の連続性等に対する配慮や、集団保育の性格を強く有することを勘案すると、引き続き同じ保育所等の利用ができるようにすべきではないか(兄姉が3歳未満の場合は、すべての子育て家庭に保障される一時預かりの利用も考えられる)。
- また、弟妹の育児休業期間中に兄姉が一旦保育所等を利用しなくなったとしても、弟妹の育児休業期間終了後、兄弟姉妹が当該保育所等を再利用することを希望する場合、保育所等が優先して受け入れることは、公正な受入れ決定(選考)と言えるのではないか。

【障害児について】

- 就学前の障害児支援については、「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」(平成20年12月16日)において、指摘が行われている。⇒「参考資料」15頁以降参照